

スマートウェルネス住宅等推進事業の概要

- 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境（スマートウェルネス住宅）を実現するため、**サービス付き高齢者向け住宅の整備**、高齢者生活支援施設や子育て支援施設等の**福祉施設の整備**及び**先導的な取組**を支援。
- 上記に加え、平成29年度より、民間賃貸住宅や空き家を活用した**新たな住宅セーフティネット制度の創設に伴い**、住宅確保要配慮者向け住宅の早期確保を図り、その供給促進を図るため、**既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修費**に対して**支援**。

① サービス付き高齢者向け住宅整備事業

- **サービス付き高齢者向け住宅**の供給の加速や多様な居住ニーズに応じた整備の推進を図るため、**整備費**に対して**支援**を実施

【住宅】	新築 1/10（上限 110・120・135万円/戸※） 改修 1/3（上限 150万円/戸等）※床面積等に応じて設定
【高齢者生活支援施設】	新築 1/10（上限1,000万円/施設等） 改修 1/3（上限1,000万円/施設等）

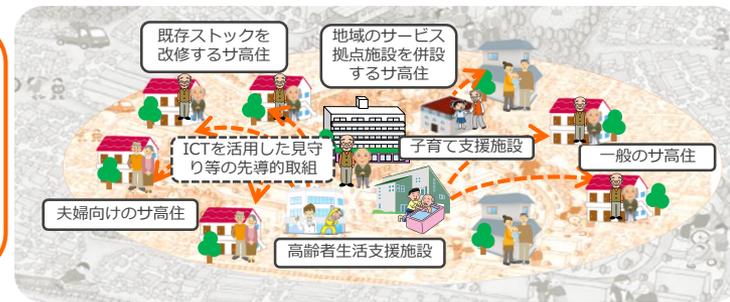
H29年度からの
変更内容

- 補助対象：○「事業目的の達成のために必要な範囲を過度に逸脱する華美又は過大な設備」について、補助対象外とする。
○家賃30万円/月以上の住戸を補助対象外とする。
- 補助限度額：○住戸部分の床面積が25㎡未満のサ高住の建設について、補助限度額を120万円/戸から110万円/戸に切り下げる。

② スマートウェルネス拠点整備事業

- 住宅団地等における**福祉施設**の整備促進のため、**整備費**に対して**支援**を実施

補助率：1/3 補助限度額：1,000万円/施設
対象施設：高齢者生活支援施設、障害者福祉施設、子育て支援施設
事業の主な要件：①原則として住宅団地等の戸数が100戸以上であること
②地方公共団体と連携して「スマートウェルネス計画」が定められていること※
※平成29年度より②の手続きを円滑化



③ スマートウェルネス住宅等推進モデル事業

- 高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する**先導的な事業**として選定されるものに対して**支援**を実施

〔建設工事費〕補助率：新築 1/10、改修 2/3 〔技術の検証等に係る費用〕補助率：2/3

④ 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業

- 新たな住宅セーフティネット制度の枠組みのもと、既存住宅等を改修して**住宅確保要配慮者専用の住宅**とする場合の**改修費**に対して**支援**を実施

補助率：1/3 補助限度額：50万円/戸等 対象工事：バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住用のための改修工事、間取り変更工事等